

愛知県公立大学法人 女性活躍推進法に基づく行動計画

1 趣旨

法人全体でワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働きやすく生産性の高い職場環境を構築し、女性が活躍できるようにするため、「女性活躍推進法」に基づく行動計画を策定する。

2 計画期間等

(1) 計画期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

(2) 計画の見直し

計画期間内において、社会環境の変化や教職員の要望等を踏まえ、必要に応じ計画を変更することができるものとする。

3 当法人の課題

(1) 県立大学

県立大学の女性教員比率については、全体で4割以上、管理職でも3割以上を占めている。また、採用者数についても女性比率が高いことから、今後もこの比率を維持できるよう努める。そのためには、更に働きやすい環境づくりを構築していくことが求められる。

(2) 芸術大学

大学講義の取扱分野・専門分野の特性もあり、女性教員比率が2割程度と低い状態である。

時代の推移とともに女性の芸術専門家、女子学生が増加していることを踏まえ、芸術大学においても女性教員比率を高めていくことが求められる。

(3) 法人事務局

①大学法人を取り巻く環境が厳しさを増す中、各職員の負担が増大しており、職場環境の改善が求められる。

②法人固有職員の6割以上が女性職員であり、女性職員が法人運営や大学運営において中心的役割を果たしているが、女性管理職がない。

4 目標と取組内容・実施時期

(目標1 県立大学:職場環境の改善)

- ・会議、打合せ等に要する時間を10%以上削減する。

〈取組内容〉

- 平成28年4月～ 各種会議・委員会の開催状況等を把握する。
- 平成28年10月～ どのように効率よく短縮することができるのか検証する。
- 平成29年4月～ 検証結果をふまえて会議時間10%以上の短縮に取り組む。

(目標2 芸術大学:女性教員比率の増加)

- ・女性教員比率25%以上(全教員85名中、女性教員22名以上)を目指し教員採用選考を行う。

〈取組内容〉

- 平成28年4月～ 平成28年度末～平成30年度末の定年退職予定教員計8名の後任教員採用選考にあたり、選考結果が同順位ならば、女性応募者を優先採用する。(3年間で3名以上の女性教員採用を目指す。)

(目標3-① 法人事務局:職場環境の改善)

- ・法人における月ごとの時間外勤務時間数について、平成26年7月の管理部門の一元化後からの1年間の実績と比較して20%以上削減する。
- ・また、繁忙期においても各所属の1ヶ月あたりの平均時間外勤務時間数が45時間を超える所属がないようにする。

〈取組内容〉

- 平成28年4月～ 所属ごとに「定時退庁日」を設定する。
- 平成28年4月～ 【課を越えた部門内での事務分担の見直し】や【役職者以外職員の部門内での異動事務の簡略化】等、繁忙期における各部門長の判断による異動事務等の弾力的な運用について検討する。
- 平成28年4月～ 教員組織と協力し、会議資料等の電子化、簡素化を図る。
- 平成29年4月～ 業務見直しの結果等を活用し、各組織で業務の効率化を図る。

(目標3-② 法人事務局:事務職員の女性管理職を養成する)

- ・法人固有職員の女性管理職を複数名輩出する。

〈取組内容〉

- 平成28年4月～ 女性管理職候補の職員を始め課長補佐級職員全員を対象に、管理職育成を目的としたキャリア研修を実施する。
- 平成28年4月～ 人事課において計画的な職員配置計画を策定する。
- 平成29年4月～ 職員配置計画をベースに、管理職候補者全体のバランスを勘案しつつ、積極的な管理職への女性登用を推進する。